

- 以下の各項目は「まなびポケット」を介した「リーディングスキルテスト（RST）」の利用に際して適用されます。

# リーディングスキルテスト受検規約

## 第1条（目的）

リーディングスキルテスト受検規約（以下「本規約」といいます）は、一般社団法人 教育のための科学研究所（以下「研究所」といいます）が提供する「リーディングスキルテスト」の名称で提供する汎用的読解力診断テスト（以下「RST」といいます）を株式会社NTTドコモビジネス（以下「NTTドコモビジネス」といいます）が提供する「まなびポケット」を通じて利用するにあたり、その受検に関する条件を定めたものです。

## 第2条（定義）

- 本規約について、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。
  - 「申込者」とは、RST受検をNTTドコモビジネスを通じて申し込み、研究所との間でRST受検に関する契約を締結する利用団体をいいます。
  - 「受検者」とは、申込者を通じてRSTを受検する者をいいます。
  - 「本規約等」とは、本規約および研究所ホームページ（<https://s4e.jp/about-s4e>）等に掲載した、研究所の個人情報保護方針等に関する各種条件をいいます。研究所の個人情報保護方針については、下記のURLをご参照下さい。<https://www.s4e.jp/privacy>
  - 「RSTの受検情報」とは、「まなびポケット」を介してRSTを提供するための「内部ID」、「所属学校に関する情報」、「学年コード」、および受検者が出題される問題に回答して得られる回答結果をいいます。
  - 「内部ID」とはNTTドコモビジネスがRSTとインターフェースをとるためのIDで、NTTドコモビジネスが設定した任意の文字列です。

## 第3条（受検申込）

- 申込者は本規約を確認し、利用者の同意の上で、NTTドコモビジネスを通じてRST受検の申込を行い、研究所との間で成立する契約に基づきRSTを受検するものとします。
- NTTドコモビジネスまたは研究所は申込者が以下の場合に該当する場合、受検申込を承諾しない場合があります。
  - 申込者が、過去に本規約等の違反等により、本規約に基づくRST受検に関する契約の解約または解除が行われている場合
  - 申込書に不備もしくは事実と反する内容またはその恐れがある場合
  - 受検申込を承諾することに技術上またはNTTドコモビジネスの業務運営上、著しい支障があるとNTTドコモビジネスが判断した場合
  - 申込者が受検料、その他のNTTドコモビジネスに対する金銭債務（NTTドコモビジネスがその債権を第三者に譲渡した場合における当該第三者に対する金銭債務も含みます。以下同じ。）の支払を現に怠り、または怠る恐れがあるとNTTドコモビジネスが判断した場合
- 申込者から第三者に対してRST受検を再販することはできないものとします。
- NTTドコモビジネスが申込みを承諾した後に、申込者が申込内容を変更したい場合には、NTTドコモビジネスの所定の手続きに従い変更を申請するものとします。NTTドコモビジネスは申請内容に基づき、変更の可否を判断するものとします。

## 第4条（RST受検）

- RST受検の利用期間は申込書に記載された期間とします。
- 研究所の都合により、いつでもRST受検の全てまたは一部を変更または追加（以下総称して「RST受検変更等」といいます）することができるものとします。ただし、RST受検変更等が申込者または受検者に重大な影響を及ぼすとNTTドコモビジネスが判断した場合、NTTドコモビジネスは予めRST受検変更等の内容について、申込者に通知するものとし、対応を協議するものとします。
- RST受検変更等により申込者、受検者その他の第三者に損害が生じたとしてもNTTドコモビジネスおよび研究所は一切責任を負わないものとします。
- 申込者はRST受検の提供に供する設備の容量を超える利用がなされ、またはその恐れがある場合、システムダウンや受検画面にアクセスできなくなるなどの障害（以下「障害」といいます）が発生する可能性があることをあらかじめ了承するものとします。NTTドコモビジネスは障害が発生した場合、速やかにその旨を申込者に通知するよう努めるものとします。また、当該障害の影響で適切に受検ができなかった場合は、障害復旧後に再受検を認めることとします。再受検の期間は別途設定するものとします。なお障害により申込者、受検者その他の第三者に損害が生じたとしても研究所は一切責任を負わないものとします。
- RST受検の利用は日本国内に限ります。NTTドコモビジネスおよび研究所は日本国外におけるサービスの利用につき、法令上、技術上その他いかなる保証も行いません。
- 受検者のRST受検は学校内で申込者の監督下で行うこととし、申込者は第7条1項の遵守のために適切な措置をとることとします。

## 第5条（受検者）

1. 申込者は受検者にリーディングスキルテストを受検させる場合、本規約等に定める申込者の義務を受検者に遵守させ、かつ、申込者と受検者との契約条件が本規約等に矛盾しないことを保証するものとします。受検者の義務違反があった場合、当該受検者のRST受検利用を直ちに終了させるものとします。
2. 申込者は受検者が未成年である場合は、受検者がRSTを利用することについて保護者、親権者等に対して本規約の内容の周知等を行うものとします。
3. 申込者は受検者のRST受検の利用について、一切の責任を負うものとします。申込者はRST受検の利用に伴い、受検者を含む第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとし、NTTドコモビジネスおよび研究所を当該クレームから免責し、かつ当該クレームに関連してNTTドコモビジネスおよび研究所に発生した一切の損害、費用、損失等を補償するものとします。
4. 前項の定めに拘わらず、申込者によるRST受検の利用に関連して、第三者がNTTドコモビジネスまたは研究所に対して何らかの請求を行い、または訴訟を提起した場合、申込者はNTTドコモビジネスまたは研究所が当該第三者に対応するに際し、あらゆる協力を行い、また当該請求、訴訟に関連してNTTドコモビジネスまたは研究所に発生した一切の損害、費用、損失等（合理的な弁護士費用を含みます）を補償するものとします。
5. 受検者に対するRST受検の利用に関するサポートは申込者の責任で行うものとします。NTTドコモビジネスおよび研究所は受検者に対していかなるサポートを提供する義務を負わないものとします。

## 第6条（RSTの受検情報の利用）

---

1. 研究所は、「まなびポケット」利用規約に定めるダッシュボードサービスを利用団体に提供するために、RSTの受検情報をNTTドコモビジネスに提供します。
2. 研究所は、RSTの受検情報を以下の目的で利用します。
  - i. 「読解力」の定義確立、問題開発、試験の実施、データ収集、他テストとの関連性分析
  - ii. 「読解力判定」サービスの提供、読解力向上指導についての情報提供

## 第7条（禁止事項）

---

1. RST受検の利用にあたり、申込者および受検者による以下の行為を禁止します。
  - i. リーディングスキルテスト受検時（動作確認時も含む）に表示される画面の撮影または内容を記録すること、また第三者に内容を漏洩すること
  - ii. 申込み時に選択した受検対象者以外の者がリーディングスキルテストを受検すること
  - iii. その他本規約等もしくは法令に違反する、または違反する恐れのある行為
2. 申込者および受検者が前項に該当する行為をなしたことにより、NTTドコモビジネスおよび研究所に損害が生じた場合、RST受検の利用期間経過後であっても、申込者は当該損害について全ての責任を負うものとします。
3. 申込者は、第1項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、いずれもNTTドコモビジネスに通知するものとします。

## 第8条（RST受検の提供中断）

---

1. NTTドコモビジネスまたは研究所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者へのRST受検の全部または一部の提供を中断できるものとします。
  - i. 天災地変その他不可抗力によりRST受検の提供ができない場合
  - ii. RST受検に供する機器・設備等の保守または工事を実施する必要がある場合
  - iii. RST受検に供する機器・設備等に故障、障害その他やむを得ない事由が生じた場合
  - iv. 災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要がある場合
  - v. システムへのアクセスが集中する等、NTTドコモビジネスまたは研究所の運用上または技術上、NTTドコモビジネスまたは研究所がRST受検の全部または一部の提供を中断する必要があると認めたとき
2. NTTドコモビジネスは、前項の定めによりRST受検の全部または一部の提供を中断する場合は、あらかじめその旨を申込者に通知するものとします。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 第1項の定めに基づきRST受検の提供を中断したことにより申込者または受検者に何らかの損害が生じた場合であっても、研究所は一切その責任を負いません。また、「まなびポケット」の機器等の障害等に起因して受検の提供が中断された場合については、「まなびポケット」利用規約に定める免責等の規定が適用されるものとします。

## 第9条（RST受検の提供停止）

---

1. NTTドコモビジネスまたは研究所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者へのRST受検の全部または一部の提供を停止できるものとします。

- i. 第7条に定めるいずれかの事項の違反その他の申込者または受検者による本規約等の違反があるとNTTドコモビジネスまたは研究所が判断した場合
  - ii. 申込者がサービス料金その他のNTTドコモビジネスに対する金銭債務を支払わない場合（NTTドコモビジネスがその支払いの事実を確認できない場合を含みます）
  - iii. 申込書その他NTTドコモビジネスへの通知内容に虚偽申告または記入もれがあった場合
  - iv. NTTドコモビジネスより申込者に対して連絡を取ることができなくなった場合
2. NTTドコモビジネスは、第1項に基づき申込者へのRST受検の全部または一部の提供を停止する場合、あらかじめその旨を申込者に通知するものとします。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
  3. 第1項に基づきRST受検の全部または一部の提供を停止したことにより申込者または受検者に何らかの損害が生じた場合であっても、NTTドコモビジネスおよび研究所は一切その責任を負いません。

## 第10条（個人情報等の取り扱い）

---

1. NTTドコモビジネスは、RST受検に関連して取得した申込者情報をNTTドコモビジネスが別に定める「プライバシーポリシー（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）」および本規約に従って取り扱います。
2. 研究所は、RST受検に関連して取得した申込者情報を研究所が別に定める「個人情報保護方針」および本規約に従って取り扱います。「個人情報保護方針」は研究所ホームページ（<https://s4e.jp/about-s4e>）にてご確認くださいませ。
3. 研究所からは、ログイン時に受検者個人を研究所が特定できる情報の入力を要求しません。また、研究所において、受検者がログイン時に入力した情報を用いた個人の特定は行いません。

## 第11条（解除）

---

1. NTTドコモビジネスは、申込者が本規約等の定め違反した場合または第9条第1項によりRST受検の提供が停止された場合、申込者に対し当該違反または当該停止の原因となった事由を是正するよう書面にて催告し、当該書面の受領日より10日以内にその是正がなされないときは、当該期間の経過をもって当然にRST受検に関する契約を解除し、被った損害の賠償を申込者に請求することができるものとします。
2. 申込者またはNTTドコモビジネスが次の各号のいずれかに該当する場合、相手方は、何らの通知催告を要せず、即時にRST受検に関する契約を解除できるものとし、被った損害を請求することができるものとします。
  - i. 自己振出の手形または小切手が不渡り処分を受ける等の支払い停止状態となった場合
  - ii. 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったときまたは租税滞納処分を受けた場合
  - iii. 破産、会社更生手続き開始もしくは民事再生手続き開始の申し立てがあった場合または清算に入った場合
  - iv. 解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
  - v. その他財産状況が悪化しまたはその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
  - vi. その他RST受検を履行することが困難となる事由が生じた場合
3. 申込者が前項各号の一つにでも該当した場合、申込者は当然に債務の期限の利益を失い、その時点においてNTTドコモビジネスに対し負担する一切の債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

## 第12条（RST受検終了後の処理）

---

RST受検の終了日以降、NTTドコモビジネスおよび研究所は申込者および受検者にかかる一切の情報、データをRST受検に供する設備等から消去できるものとし、当該消去に関してNTTドコモビジネスおよび研究所はいかなる責任も負わないものとします。

## 第13条（残存条項）

---

本規約等における定義条項、第2条、第4条3項、第5条第2項乃至第4項、第6条、第7条2項、第8条3項、第9条3項、第10条、第11条、本条、第18条、その他RST受検終了後も存続すると考えられる規定は、RST受検終了後およびRST受検に関する契約終了後も有効に存続するものとします。

## 第14条（守秘義務）

---

1. 申込者およびNTTドコモビジネス並びに研究所は、RST受検のため、開示時に相手方から機密である旨を明示して開示された有形の情報（以下「機密情報」といいます）を、相手方の事前の書面による同意なく、RST受検の利用または提供の目的以外に利用してはならず、かつRST受検の利用期間の終了後またはRST受検に関する契約の終了後3年間、第三者に開示または漏洩しないものとします。
2. 以下に定める情報は、機密情報に含まれないものとします。
  - i. 相手方が開示した時点で公知である情報または相手方の開示後、自己の責任によらず、公知となった情報
  - ii. 自らが、第三者から守秘義務を負うことなく正当に取得した情報

- iii. 自らが独自に開発した情報
  - iv. 開示される以前に自らがすでに所有していた情報
3. 前各項の定めにかかわらず、申込者およびNTTドコモビジネスは、機密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示できるものとし、この場合、申込者およびNTTドコモビジネスは、関係法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとし、

## 第15条（本規約の変更）

---

NTTドコモビジネスは、NTTドコモビジネスホームページに掲載するか、NTTドコモビジネスが適当と判断する方法で申込者に通知または周知することにより、本規約を変更できるものとし、変更された条件は、NTTドコモビジネスホームページへの掲載時、またはNTTドコモビジネスによる申込者への通知または周知時をもって、発効するものとし、申込者は、その後に受検の申込をしたときは、変更後の本規約に同意したものとします。

## 第16条（知的所有権）

---

RST受検に関連してNTTドコモビジネスまたは研究所が作成または提供したソフトウェア、マニュアル、ノウハウ、データベース、コンテンツ、その他の知的財産およびそれらに関連する一切の権利は全てNTTドコモビジネス、研究所または権利者に留保され、申込者はRST受検を利用する目的の範囲内に限り、これらを使用し、受検者に使用させることができるものとし、

## 第17条（委託）

---

1. 研究所は、RST受検の提供に関して必要となる業務の一部をリーディング・スキル・テスト株式会社に委託しています。
2. 申込者は、前条のことを了解した上で、受検申込を行うものとし、

## 第18条（合意管轄）

---

RST受検に関連して申込者とNTTドコモビジネスまたは研究所との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第19条（反社会的勢力の排除）

---

1. 申込者は、NTTドコモビジネスに対して、次の各号について表明し保証するものとし、
  - i. 自らまたは自らの役員に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、総称し「反社会的勢力」という）の構成員がいないこと
  - ii. 反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していないこと
  - iii. 取引先に反社会的勢力（実質的に関与している者等を含む）が存在しないこと
  - iv. 反社会的勢力に対して資金を提供または便宜を供与する等、反社会的勢力の維持運営に協力、関与していないこと
  - v. 自らまたは自らの役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
2. NTTドコモビジネスは申込者が第1項に違反した場合、申込者に何ら通告することなく、RST受検に関する契約を解除することができるものとし、
3. NTTドコモビジネスは、第1項に基づき、RST受検に関する契約を解除した場合、申込者に損害が生じてもその賠償責任を負わないものとし、

本規約はRST受検の申込日より、効力が発生するものとし、